

## 亀山市告示第235号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

### 第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21947
- 3 路線名 川合50号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 川合町字八ツ八846番56地先
  - (2) 終点 川合町字八ツ八903番1地先
- 5 供用開始の期日 令和4年12月26日

### 第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21948
- 3 路線名 川合51号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 川合町字八ツ八846番41地内
  - (2) 終点 川合町字八ツ八846番41地内
- 5 供用開始の期日 令和4年12月26日

### 第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41343
- 3 路線名 西野1号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 関町会下字西野1066番10地内

(2) 終点 関町会下字西野1066番10地内

5 供用開始の期日 令和4年12月26日